企業会計基準第 15 号 「工事契約に関する会計基準」及び 企業会計基準適用指針第 18 号 「工事契約に関する会計基準の適用指針」の公表

公表にあたって

これまで我が国では、長期請負工事に関する収益の計上については、工事進行基準又は 工事完成基準のいずれかを選択適用することが認められてきたことから、同じような請負 工事契約であっても、企業の選択により異なる収益等の認識基準が適用されることにより、 財務諸表間の比較可能性が損なわれる場合があるとの指摘がなされていました。このため、 企業会計基準委員会(以下「当委員会」という。)においては、工事契約に関する収益等の 認識基準が中長期的な検討課題として認識されてきました。

当委員会は、この問題に対応するため、平成 18 年 7 月にワーキング・グループを設置して準備作業に着手し、平成 18 年 11 月には工事契約専門委員会を設置して、理論的な側面とともに、実務上の問題点についても幅広く検討を重ねてきました。今般、平成 19 年 12 月 20 日の第 143 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準(以下「本会計基準」という。)及びその適用指針(以下「本適用指針」という。また、本会計基準と本適用指針を合わせて、以下「本会計基準等」という。)の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本会計基準等につきましては、平成 19 年 8 月 30 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で、公表するに至ったものです。

本会計基準の概要

■ **旬 的**(本会計基準第1項から第3項)

本会計基準は、工事契約に係る工事収益及び工事原価に関し、施工者における会計処理及び開示を定めることを目的とする。

■ **節** 囲(本会計基準第4項及び第5項)

- ① 工事契約:仕事の完成に対して対価が支払われる請負契約のうち、土木、建築、造船や一定の機械装置の製造等、基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて行うもの
- ② 受注制作のソフトウェア

■ **工事契約に係る認識の単位**(本会計基準第7項及び第8項)

工事契約において当事者間で合意された実質的な取引の単位に基づく。

■ 工事契約に係る認識基準 (本会計基準第9項から第13項)

工事契約に関して、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する。

成果の確実性が認められるためには、(1)工事収益総額、(2)工事原価総額、(3)決算 日における工事進捗度の各要素について、信頼性をもって見積ることができなければ ならない。

■ **工事進行基準の会計処理**(本会計基準第 14 項から第 17 項)

1. 決算日における工事進捗度の見積方法

原価比例法等の、工事契約における施工者の履行義務全体との対比において、決算日における当該義務の遂行の割合を合理的に反映する方法を用いて見積る。

2. 見積りの変更

工事進行基準が適用される場合において、工事収益総額、工事原価総額又は決算 日における工事進捗度の見積りが変更されたときには、その見積りの変更が行われ た期に影響額を損益として処理する。

3. 工事進行基準の適用により計上される未収入額

工事進行基準を適用した結果、工事の進行途上において計上される未収入額については、金銭債権として取り扱う。

■ **工事完成基準の会計処理**(本会計基準第 18 項)

工事完成基準を適用する場合には、工事が完成し、目的物の引渡しを行った時点で、 工事収益及び工事原価を損益計算書に計上する。

■ 工事契約から損失が見込まれる場合の取扱い (本会計基準第 19 項及び第 20 項)

工事契約について、工事原価総額等が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、その超過すると見込まれる額(工事損失)のうち、当該工事契約に関して既に計上された損益の額を控除した残額を、工事損失が見込まれた期の損失として処理し、工事損失引当金を計上する。

■ 開 示 (本会計基準第21項及び第22項)

1. 表示

工事損失引当金の繰入額は売上原価に含め、工事損失引当金の残高は、貸借対照表に流動負債として計上する。なお、同一の工事契約に関する棚卸資産と工事損失引当金がともに計上されることとなる場合には、貸借対照表の表示上、相殺して表示することができる。

2. 注記事項

- 工事契約に係る認識基準
- ・ 決算日における工事進捗度を見積るために用いた方法
- 当期の工事損失引当金繰入額
- ・ 同一の工事契約に関する棚卸資産と工事損失引当金がともに計上されることとなる場合には、次の①又は②のいずれかの額(該当する工事契約が複数存在する場合にはその合計額)
 - ① 棚卸資産と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示した場合 その旨及び当該棚卸資産の額のうち工事損失引当金に対応する額
 - ② 棚卸資産と工事損失引当金を相殺して表示した場合 その旨及び相殺表示した棚卸資産の額

■ 適用時期等 (本会計基準第 23 項から第 27 項)

- ・ 本会計基準は、平成 21 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。ただし、本会計基準公表日以後、平成 21 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度から適用することができる。
- ・ 本会計基準は、本会計基準を適用する最初の事業年度以後に着手する工事契約から適用する。ただし、本会計基準を適用する最初の事業年度の期首に存在する工事契約のすべてについて、一律に本会計基準を適用することができる。この結果、従来工事完成基準によっていた工事契約について、工事進行基準によることとなるときは、過年度の工事の進捗に見合う損益(該当する工事契約が複数存在する場合には、その合計額)は、特別利益又は特別損失として計上する。
- ・ 本会計基準を適用する最初の事業年度より前に着手した工事契約についても、本 会計基準の適用後工事損失が見込まれる場合には本会計基準により工事損失引当金 に係る会計処理を行う。
- ・ 本会計基準の適用については、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り 扱う。

以上